

◆ 令和4年度決算における「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

行政経営部財政課

1. 令和4年度算定結果

令和4年度の健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を大幅に下回ることとなったため、上尾市の財政状況は健全であると判断できます。

(単位:%)

		令和3年度 算定値	令和4年度 算定値	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全化判断 比率	実質赤字比率	—	—	11.43	20.00
	連結実質赤字比率	—	—	16.43	30.00
	実質公債費比率	4.8	4.7	25.0	35.0
	将来負担比率	—	—	350.0	設定なし

		会計名	令和3年度 算定値	令和4年度 算定値	経営健全化 基準
資金不足比率		水道事業会計	—	—	20.0
		公共下水道事業会計	—	—	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、実質赤字額等が発生しない限り比率がないものとされます(「—」と表示)。

2. 制度

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月22日法律第94号)により、**健全化判断比率**(①**実質赤字比率**、②**連結実質赤字比率**、③**実質公債費比率**、④**将来負担比率**)及び**資金不足比率**を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することとされています。

この健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を策定して健全化を図らなければなりません。また、各比率が一定の基準を超えると、地方債の起債の方法に制限がされたり、起債そのものができなくなります。

資金不足比率についても経営健全化基準以上である場合には「経営健全化計画」を策定して健全化を図らなければなりません。

上尾市はいずれの基準も大幅に下回っていることから、各計画を策定する必要はありません。

3. 健全化判断比率の算定対象

上尾市		一部事務組合	広域連合	第三セクター等
一般会計	特別会計	埼玉県都市ボートレース企業団	彩の国さいたま人づくり広域連合	(公財)上尾市地域振興公社 上尾都市開発(株) (公財)上尾市勤労者福祉サービスセンター 埼玉県信用保証協会
	公営事業会計 (国保・介護・後期高齢)			
	うち公営企業会計 (水道・下水道)	上尾、桶川、伊奈衛生組合	埼玉県後期高齢者医療広域連合	
実質赤字比率				
連結実質赤字比率				
実質公債費比率				
将来負担比率				
資金不足比率				

4. 各比率の算定結果

◆ 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額(歳入総額－歳出総額)の標準財政規模に対する比率で、黒字か赤字かを判断する指標です。

令和4年度は、前年度と同様に赤字ではないため、本比率は算出されません。

◆ 連結実質赤字比率

公営事業会計(各特別会計)を含めた全ての会計の連結実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率で、この指標によって、国民健康保険や公共下水道事業などの公営事業会計を含めた上尾市全体の財政運営状況が分かります。

令和4年度は、前年度と同様に赤字ではないため、本比率は算出されません。

◆ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率を3か年平均値であらわしたものです。

標準的な年間収入のうち、借金の返済に充てている額の割合を示すもので、一般会計に加え公営事業会計、一部事務組合、広域連合の返済に対する負担も計上されます。

令和4年度の算定値は4.7%となり、前年度を0.1ポイント下回りました。これは、令和4年度は令和3年度と比較して元利償還金の増加(+1.6億円)及び標準財政規模の減少(△6.1億円)により、単年度では前年度を上回ったものの、令和3年度の標準財政規模の増加などの影響により3か年平均値では前年度を下回ったものです。

なお、早期健全化基準(25.0%)や財政再生基準(35.0%)と照らして問題のない値となっています。

※ 地方債の発行について協議が必要となる基準、許可が必要となる基準(18.0%)と比べても低い値となっています。

◆ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしたものです。

一般会計に加え公営事業会計、一部事務組合、広域連合、地方三公社及び第三セクターなどを含めた全体の実質的な負担を把握しようとするもので、地方債や債務負担行為などの将来にわたる負債が、標準的な年間収入の何倍にあたるかを示しています。

令和4年度の算定値は地方債現在高の減少(22.6億円)などにより、前年度に引き続き将来負担額が充当可能財源等を下回っており本比率は算出されません。

◆ 資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を示すものです。本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業会計が対象となります。

令和4年度はいずれの会計も、前年度と同様に資金不足がないため、本比率は算出されないこととなりました。